慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	三善清行「意見十二箇条」にみる平安期『孟子』受容の位相
Sub Title	On the reception of Mencius in the Heian period
Author	齋藤, 慎一郎(Saitō, Shin'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2017
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.112, (2017. 6) ,p.1 (246)- 15 (232)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01120001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三善清行「意見十二箇条」にみる平安期『孟子』受容の位相

齋藤　慎一郎

一、『孟子』の位置

中国宋代以来、儒教の経典として四書の一に数えられる『孟子』は、何時ごろ日本で知られ、如何なる取り扱われ方をもって受容されてきたのだろうか。本稿では、おもに平安時代の資料を対象にし、古代日本での『孟子』の受容のあり方と、同書の位置づけについて考えてみたい。

元来『孟子』は経部に属する書ではなかった。中国唐代以前に於いて経部の根幹を成す書といえば五経を指し、その漢唐訓詁学の集大成となった『五経正義』にも、また『経典釈文』[1]にも、『孟子』を注するものは含まれていない。日本でも平安時代以前に於いて経書とされていたのは『経典釈文』が対象とするのとほぼ同様の書目であり、したがって学令の規定[2]に窺われるとおりに、明経道の博士家が当時『孟子』を学問の範疇とすることもなかった。そうした経書の構成は、平安末期の『台記』[3]や『全経大意』[4]からも確かめられる。[5]ついで『二中歴』（第十一　経史歴）では、「十三経」として、北宋以降現在まで知られるような爾雅・孟子でなく、老・荘が入った十三種が挙げられ、これが平安以前のあり様と符合するものだ

が、その次行には「今案老子荘子非全経数」との記述がみえる。この記載は、平安末期から鎌倉期の間に起こり得た経書の概念の変化を示唆するものということが可能であろう。

このような変遷は、宋代に入ってから中国で起こった孟子顕彰の趨勢と連動すると思われる。従来は子部の書であった『孟子』が、そこから引きあげられて経書として確立するのは、北宋真宗朝大中祥符五年（一〇一二）の『孟子音義』（孫奭・奉勅撰）の刊行から、欧陽脩（一〇〇七－一〇七二）や、程顥（一〇三二－一〇八五）・程頤（一〇三三－一一〇七）の二程子の学問を経て、朱熹（一一三〇－一二〇〇）へと至る途上、南宋高宗朝の紹興年間（一一三一－一一六二）ころを待たねばならないとされる。[6]

『孟子』の持つ重要度は、『論語』のように古来より何時でも高かったわけではなく、中国に於ける時代の思潮に影響を受けつつ変容するという歴史的経過を辿っているのである。

二、『孟子』の日本への伝来

日本にも『孟子』の鎌倉時代以前の古写本というものは残存しない。古くは、萩野由之、のち佐佐木信綱が蔵した古筆切が平安末鈔本の一部と言われたこともあるが、[7] 実はこれは『群書治要』の断簡なのであった。[8]

そのような受容史上の流れを踏まえたとき、これまで日本に於ける『孟子』受容に関する論考は、宋学によって孟子が尊ばれるようになった影響を明瞭に受けて、その意味内容を講じ始めた南北朝期以降の様態に着目したものが中心的である。[9]

では、升経以前の『孟子』は、鎌倉時代以前に、知られることがなかったのかといえば、必ずしもそうではない。日本に『孟子』が伝来した時期は明確ではないが、藤原佐世（八四七－八九七）撰の『日本国見在書目録』には、儒家の部に「孟子十四〈斉卿孟軻撰趙岐注〉」「々々七〈陸善経注〉」の著録がなされているから、これは少なくとも平安時代初期の日本にはすでに『孟子』の書が、趙岐の古注などとともに確実に存在したことを示す徴証ということが出来る。

また、内野熊一郎氏[10]は、漢文献との影響関係を認め得る字句を抽出することによって、上古代から平安初期にかけての各書の講読の有無を明らかにしようとし、『孟子』についても『日本書紀』『十七条憲法』『勝鬘経義疏』『経国集』『続日本紀』『三教指帰』からその例を掲げている。

井上順理氏[11]は『孟子』を出典として含む資料を博捜し、その上で『令集解』（巻十四 賦役令藁藍条）所引の「古記」に「孟子、七月八月不雨、苗則槀矣」とあるのは、類書等ではなく『孟子』（梁恵王章句上）を直接に典拠としたものと積極的に判断して、その伝来時期の下限が、「古記」が成立したとされる天平十年（七三八）前後以前にまで遡ることを論じた。

しかし、これらの指摘はいずれも文飾の面からに留まるもので、そこにあった受容の実相を検討するには至っていないように思われる。平安期以前には子書であった『孟子』が当時通行していたとするならば、それはどの程度までの内容の理解を伴われ、そのうち如何なる思想的側面に焦点が当てられることがあったのか。

三、三善清行「意見十二箇条」

そのなかで本稿が注目したいのは、文章博士などを務めた文人官吏の三善清行（八四七–九一八）が、延喜十四年（九一四）に醍醐天皇へ奉呈した意見封事、「意見十二箇条」（『本朝文粋』巻二所載）である。

意見封事とは、臣下が天皇に対して、時の政治についての考えを上奏した文章のことで、公式令65陳意見条に「凡有」事陳二意見一、欲二封進一者、即任封上。少納言受得奏聞。不レ須二開看一」と規定され、封書によって上申されるものであったのでこういう。[12]このたびの例に即して言えば、延喜十四年の二月十五日に天皇から広く献申の詔書が発せられ、三善清行は二ヶ月半後の四月二十八日付で、序文と十二箇条とから成る、この「意見十二箇条」を上表している。

延喜年間は、政務に意欲的であった醍醐天皇が親政を行うなかで、班田制が困難をきたし、延喜格式が編纂されるなど、様々な国政改革がなされて律令体制の転換していく変革期に当たる。この意見封事の徴召もまた、この年が班田実施の年に当たっているにもかかわらず、数年来、天変地異が相次ぐために「百王の澆醨を改めて万民の塗炭を拯ふ[13]」ことを目的とす

るものだという。

三善清行は「意見十二箇条」の序文にわざわざ「臣、去寛平五年、任備中介」と記し、爾来寛平九年（八九七）の帰京まで赴任した備中国の下道郡邇磨郷（現在の倉敷市真備町）の衰退した状況を仔細に語り出すなど、地方官として下向した経験が、ここに提出された献策の下敷になっている。地方政治の実情に密着した態度は、この意見封事の中にも随所に見出すことが出来る。清行は思想面では経世家として知られ、これは民本の立場に立つという観点からいって、孟子の精神と全く揆を一にするとも評されるほどである。[14]

四、「意見十二箇条」中の『孟子』を出典とする俚諺

そこで、まずは井上氏[15]も孟子出典句として夙に指摘するところによりながら、「意見十二箇条」にみられる建策の発想と、『孟子』本文に通ずる文句との関係性について、以下の二例を確認しておこう。

一例目、第一条「応下消二水旱一求中豊穣上事」では、その冒頭に「国以レ民為レ天、民以レ食為レ天」という民本主義の考え方を表明した上で、朝廷では食糧の豊作を祈って祈年祭・月次祭のほか吉祥悔過や仁王会を修するが効果が現れないのは、法会に招請する僧に戒律に背く者が多く、ましてや各国の法務を担う講師・読師の地位を贖労によって得た者もあるからだとする。続いて、それで仏に願いが届くと思うのは無意味であることをいうため、三善清行はつぎのような譬えを出す（引用は『本朝文粋』身延山久遠寺蔵本[16]を底本とし、原則それに附された訓点によって訓み下した。以下同）。

而今、国司依例令致祈念。望其感応、猶縁木求魚、向竈採花也

（而るを今、国司例に依って祈念を致さしむ。其の感応を望むこと、木に縁って魚を求め、竈に向って花を採らんがごとし）

ここにみえるうち「縁木求魚」というのは、『孟子』梁恵王章句上に出典を求められる表現であり、孟子が斉の宣王に、戦争を起こして中国支配の欲求を満たそうとしても（眼前の人民に対する仁を施していないから）それは木にのぼって魚を獲るくらい不可能であることをさとして言ううちに出る成句である。その句がここでは、効験の無い僧にたよっても仕方が無いし、民衆が食糧をゆたかに得て安んずるたすけにはならず、国も危うくなることを説く譬えに取り入れられている。

二例目、第八条「請レ停下止依二諸国少吏并百姓告言訴詔一差中遣朝使上事」は、国司を信任して威厳を高め、むやみな告訴によって逐一朝使を差し向けることを止めるよう望む意見である。清行はそのことの弊害を述べたあと、つぎのようにいう。

方今、時代澆季公事難済。故国宰之治、不能事々拘牽正法。故或有枉尺而直尋者。或有失始而全終者。昔者、龔遂為渤海守、奏曰、請勅丞相御史且勿拘臣以文法。令得便宜従事。

（方に今、時代澆季にして公事済し難し。故に国宰の治、事々にすること能はずして正法に拘牽せらる。故に或いは尺を枉げて尋を直うする者有り。或いは始に失って終を全うする者有り。昔者、龔遂渤海守として奏して曰さく、請ふ丞相御史に勅して且く臣を拘ふるに文法を以てすること勿れ。便宜を得て事に従はしめん、と。）

傍線を附した「枉尺而直尋者」とは、勿論これも『孟子』（滕文公章句下）が典拠といわれる慣用表現だが、ここでは時代は「澆季」（末世）のことであるから、法制を柔軟に運用する国司があっても已むを得ないことをいううちに用いられている。ここでの眼目は後文の龔遂が成文法によらず地に適した方法で治めることを願い出た故事（『漢書』循吏伝を出典とする）以下にあり、民衆に近いところで利（官物）を扱う受領の忠義な良吏としてのあり様を、地方官を経験した清行は「枉尺而直尋者」をも肯定しながら、うち出しているといえる。

これらの慣用表現が摂取されている点は、『孟子』を出典とするというべき句が一般的な俚諺の一部としてすでに成立

し、それが平安初中期以前の日本に於いても定着していたことを示すものとして位置づけられるだろう。

五、第十二条の文脈と『孟子』

一方で、三善清行「意見十二箇条」中、最後の第十二条には「援手之仁」という表現が、全体の文脈との関わりのなかで使用されている。つぎにはその第十二条の全文を、やや長大ではあるが引用する。引用にあたっては適宜改行している。なお、傍線部中の「援」字は久遠寺蔵本では「授」だが、他本にしたがって校訂した。

一重請修復播磨国魚住泊事

右臣伏見山陽西海南海三道舟船海行之程。自樫生泊至韓泊一日行。自韓泊、至魚住泊一日行。自魚住泊、至大輪田泊一日行。自大輪田泊、至河尻一日行。此皆、行基菩薩、計程所建置也。

而今、公家唯、修造輪田泊長廃魚住泊。由是公私舟船、一日一夜之内、兼行自韓泊、指輪田泊。至于冬月風急、暗夜星稀、不知舳艫之前後、無弁浜峯之遠近。落帆棄檝居愁漂没。由是毎年、舟之蕩覆者、漸過百艘、人之没死者、非唯千人。昔者、夏禹之仁、罪人猶泣。況此等百姓、皆赴王役乎。伏惟聖念、必応降哀矜者也。

臣伏勘旧記、此泊、天平年中所建立也。其後、至于延暦之末、五十餘年、人得其便。弘仁之代、風浪侵齧石頽沙漂。天長年中右大臣清原真人奏議起請遂以修復。承和之末、復已毀壊。至于貞観初東大寺僧賢和、修菩薩行、起利他心。負石荷鍤尽力底功。単独之誠、雖未畢其業、年紀之間、莫不蒙其利。

賢和入滅稍及卅年。人民漂没、不可勝計。官物損失、亦累巨万。伏望差諸司判官幹了有巧思者令修造件泊。其料物充給播磨備前両国正税。冀也、早降聖朝援手之仁令脱天民為魚之歎。凡厥便宜、具載去延喜元年所献意見之中不更重陳

（一重ねて播磨国魚住泊を修復せんと請ふ事

右臣伏して山陽西海南海三道の舟船海行の程を見る。樫生の泊より韓の泊に至るまで一日行。韓の泊より、魚住の泊

に至るまで一日行。魚住の泊より、大輪田の泊に至るまで一日行。大輪田の泊より、河尻に至るまで一日行。此れ皆な、行基菩薩、程を計へて建て置きし所なり。

而るを今、公家唯だ、輪田の泊を修造して長く魚住の泊を廃てたり。是れに由って公私の舟船、一日一夜の内に、兼ね行いて韓の泊より、輪田の泊を指す。冬の月風急やかに、暗夜星稀なるに至っては、舳艫の前後を知らず、浜峯の遠近を弁ふる無し。帆を落とし檝を棄てて居ながら愁へて漂没す。是れに由って年毎に、舟の蕩覆する者、漸く百艘に過ぎ、人の没死する者、唯だ千人のみに非ず。昔者、夏の禹の仁ありし、人を罪して猶ほ泣く。況んや此等の百姓、皆な王役に赴くをや。伏して惟んみれば聖念、必ず哀矜を降すべき者なり。

臣伏して旧記を勘ふるに、此の泊、天平年中に建立する所なり。其の後、延暦の末に至るまで、五十餘年、人其の便を得たり。弘仁の代に、風浪侵し齧うて石頽れ沙漂ふ。天長年中に右大臣清原真人奏議して起こし請ふて遂に以て修復す。承和の末に、復た已に毀れ壊れたり。貞観の初に至って東大寺の僧賢和、菩薩の行を修し、利他の心を起こす。石を負ひ鍤を荷って力を尽し功を底す。単独の誠、其の業を畢へざると雖も、年紀の間、其の利を蒙らずといふこと莫し。

賢和入滅して稍卅年に及ぶ。人民の漂没、勝げて計ふべからず。官物の損失、亦た巨万を累ぬ。伏して望まくは諸司の判官の幹了にして巧思有らん者を差して件の泊を修造せしめん。其の料物は播磨備前両国の正税を充て給はん。冀はくは、早く聖朝手を援くる仁を降して天民魚と為る歎きを脱れしめん。凡そ厥の便宜、具さに去んし延喜元年に献る所の意見の中に載せたるものは更に重ねて陳せず)

この第十二条で三善清行は、播磨国魚住泊（現在の兵庫県明石市）を修復するように請願している。

そこでまず清行は、椶生泊（同たつの市）から河尻泊（同尼崎市）までの、瀬戸内のいわゆる摂播五泊は、かつて行基によって一日ごとに停泊しながら畿内へ向かえるように計画整備されたものであることを説いている。

そうであるのに、うち一箇所の魚住泊の荒廃が放置されているため、本来二日を見込んだ旅程を昼夜兼行の倍速で急ぐことで、船の漂流、人の溺死が相次いでいる現状を訴え、そののちに、禹が罪人を見ても自らの不徳のせいだと哀泣した故事（『群書治要』にも引かれる、『説苑』君道を出典とする）を引き合いに出して、「聖念」（醍醐天皇の御心）も民衆へのあわれみを持って魚住泊修復を裁可するよう、清行は求めているのである。

後半ではさらに具体的に魚住泊の沿革が語られ、天平時代の行基、天長九年（八三二）の清原夏野[17]、貞観九年（八六七）の僧賢和[18]と、その草創・修復に関する事績の記述がなされる。

ところが現在では魚住泊が捨て置かれ、それが人々の遭難のみならず官物の損失をもまねくと清行は指摘して、充てるべき人や財源までを提示し、「聖朝」（醍醐天皇）に対し、天下の道ある民には早く「援手之仁」をあたえてほしいと、その決断を促す一文を末尾に載せて、この意見を締め括る。

以上が第十二条の概略だが、それでは、その「援手之仁」とは何か。この文句は、『孟子』離婁章句上にみえる、つぎのような話に基づくと考えられる。

淳于髡曰、男女授受不親、礼與。孟子曰、礼也。曰、嫂溺則援之以手乎。曰、嫂溺不援、是豺狼也。男女授受不親、礼也。嫂溺、援之以手者、権也。曰、今天下溺矣、夫子之不援、何也。曰、天下溺、援之以道。嫂溺、援之以手。子欲手援天下乎。

（淳于髡曰く、男女授受するに親らせざるは、礼か、と。孟子曰く、礼なり、と。曰く、嫂溺るれば則ち之れを援くるに手を以てするか、と。曰く、嫂溺るるに援けざるは、是れ豺狼なり。男女授受するに親らせざるは、礼なり。嫂溺れ、之れを援くるに手を以てするは、権なり、と。曰く、今天下溺るるに、夫子の援けざるは、何ぞや、と。曰く、天下溺るれば、之れを援くるに道を以てす。嫂溺るれば、之れを援くるに手を以てす。子手にて天下を援けんと欲するか、と。）

ここに掲げた問答の、前半部の通釈を示すと以下のようになる。斉の淳于髡が、孟子に「男女が物を受け渡す際に直接手を取らないのは、礼であるか」と問うと、孟子は「礼だ」と答えた。そこで淳于髡は「では兄嫁が溺れていたら（礼に反しても）たすけようと手を取るか」とたずねる。すると孟子の返答は「兄嫁が溺れていてたすけないのは、残忍なしわざである。男女が直接手を取らないのは、礼であるが、兄嫁が溺れ、たすけようと手を取るのは、権である」というものであった。[19]

このような一連の問答のうちにある仮定は、「意見十二箇条」の第十二条に掲げられた当時の状況と酷似する。「権」とは、趙岐の注によれば「反レ経而善」なることであり、孟子は、溺れている人があれば、たとえ手を取ることが礼に適わない兄嫁が相手であったとしても、手を取り援けるという慈しみ、すなわち「援手之仁」をもつことは容認しているものと判断できる。

加えて、この表現が、意見封事の中に用いられているということに着目すべきであろう。先述したように、意見封事は自らの政治的意見の実現をはかろうとするものであって、天皇の前にとどくまで厳封されるものである。ここで第一に想定される読者は親政を行う天皇であり、また専門の文人でない廷臣であったと思われる。かれらにその内容が明確に諒解されるものでなければ、政策の実施を請うのには、どんな修辞を駆使しても意味を成さないにちがいない。つまり、この意見封事の最後の一文のうちに「援手之仁」とあったとき、醍醐天皇をはじめとする上層貴族たちも、すぐに『孟子』にある場面を想起し得たものと考えるのが妥当ではないか。

そうであればこそ三善清行は、この孟子の言を、人民の救済を期して停泊地の改修を求める自分の意見に、さらなる説得力や正当性を与えるために援用することが出来る。しかも、その内容に対しての広い共通理解が伴えば、「聖念」「聖朝」などとも言い表した醍醐天皇の治世を礼の観点からは完全には否定することなく、政策の転換を「仁」と称して勧めることもまた出来ている、『孟子』本文の適切な用例となるのである。これは漢籍の受容の実態としても文飾以上の内容面に及ぶ

ものであり、醍醐朝にはかなり深い『孟子』受容のあり方が存在したといえるだろう。

しかも、『孟子』離婁章句のこの箇所は、歴代天皇がよく学習した『群書治要』（巻三十七）に収載されるうちには含まれていない。また『見在書目録』に著録がある類書の『藝文類聚』や『初学記』にも見えないから、おそらくこれは『孟子』それ自体を読解・受容した結果だと考え得る。このように宋学流入以前にも『孟子』の本文が流布したことはあったとみられ、またそこで『孟子』に関連づけて読み取られるべきは、多くの場合、やはり性善説や易姓革命よりも、一般民衆の日常を最重要視する民本主義の思想であったようである。だからこそ、かつて任地へ往還した途上の地とはいえ魚住泊修造という地方の一事に腐心し、一度ならずそれについて献策した三善清行が孟子的と評されるのは、当時の『孟子』受容の位相に即しても故無しとしないことなのである。

経書としての受容がなされる以前にも、孟子の思想が実際の政治に供された様相が、こうした事例からは看取される。

六、唐代の孟子顕彰と、平安前期日本に於ける『孟子』受容

中国にも、宋代より前に孟子を尊ぶ人物が無かったわけではない。安史の乱以降の中唐に於いて古文復興につとめ、道統論を展開して宋以降の孟子顕彰の先蹤を成した韓愈（七六八－八二四）がその人である。

韓愈の詩筆は『見在書目録』には見られず、平安朝に於けるその摂取を確実に明らかにすることはしがたいが、九世紀の詩文にその影響を読み取る論考も出されている。[20]

そのなかで、この三善清行「意見十二箇条」は、その序文をつぎのような謙辞によって終える。

不任抃躍、敢陳狂愚。猶如管中見豹纔知一班、井底望天、不過数尺。謹録如左、伏待天裁

（抃躍に任へず、敢へて狂愚を陳す。猶ほ管中に豹を見て纔かに一班を知り、井の底に天を望んで、数尺に過ぎざるが如し。謹んで録すること左の如し、伏して天裁を待つ）

このうち「井底望天、不過数尺」との表現は、韓愈「原道」（『韓昌黎文集』巻一）にみえる「坐レ井而観レ天、曰二天小一者、非二天小一也」に通じ、とくに「天」を問題とする点は、これにしたがったとも思われる発想である。

「原道」は、「塞がざれば流れず、止めざれば行かず。其の人を人にし、其の書を火き、其の居を廬にし、先王の道を明らかにして以て道き、鰥寡・孤独・廃疾の者養ふこと有らば、其れ亦た其の可なるに庶からん」（原漢文、以下同）と言って結ばれるように、下層の民衆の日常を重視した文章であって、その思想は三善清行の経世的なそれと似通う。また文体の性質からいっても、古文で書かれた散文は、主張を表現し議論を展開するのに適し、意見封事の範とされるにふさわしい。

そして「原道」は韓愈が、「堯は是れを以て舜に伝へ、舜は是れを以て禹に伝へ、禹は是れを以て湯に伝へ、湯は是れを以て文武周公に伝へ、文武周公は孔子に伝へ、孔子は孟軻に伝ふ。軻死して、其の伝ふるを得ず。荀と揚とは、択びて精しからず、語りて詳らかならず」として、孟子こそを儒教の正統な継承者として表彰した論文でもある。孟子・韓愈・清行の三者には、やはり民本の考え方が通底する。

韓愈の詩文と思想とは中唐に於いて知られていた。そうである以上、三善清行ら平安初中期当時の日本人の目に、その作が触れた可能性は十分に考え得るところであろう。この時代の『孟子』やその思想への関心を生んだ存在として、韓愈による運動を考えてみることも出来るのではないだろうか。

もう少し、この後の平安期日本に於ける『孟子』受容の実例について触れておこう。平安中期に『孟子』を受容した痕跡としては、天慶十年（九四七）、大江朝綱による年号勘文（『元秘別録』所収）が挙げられる。このとき万章章句上の文を典拠として勘申された「天受」は不採用となったが、年号の出典として提案される程度に、このころまで『孟子』は知られ尊重されたといえる。

このような『孟子』受容の高まりが見える時期が平安初中期にはあったと思われる一方で、井上氏の研究[21]によっても、これを最後に、平安中後期の約二〇〇年にわたって、その年代の間に著された文献の中に、『孟子』が特に重視された形跡

は殆んど見受けられないようである。このような孟子の位置づけは、中国に於いても韓愈以降宋代まで、時差はありながらも同様ではなかったか。

七、宋代の孟子顕彰と、平安末期日本に於ける『孟子』受容

世上が安定し先例を重んじた平安中期の日本では、議論の乏しさも相俟って、論理的な要素をはらむような漢文体の文章は、顧みられなかったのかも知れない。

そこから、しだいに宋学の影響もあってか、『孟子』が存在感をあらわすのは院政期に至ってのことである。『長秋記』天承元年（一一三一）正月二十九日条の改元定の記事からは、ふたたび『孟子』万章章句上の同文を用いて「天受」の年号が藤原行盛によって勘申されたことが窺われる。

そして前にも少し触れたように、経学に傾倒し宋版本を愛好した、のちの左大臣藤原頼長は、その日記『台記』の康治二年（一一四三）九月三十日条に、自身のそれまでの所見目録を載せている。経・史・雑の三家に分類されたうち、雑家には「孟子十四巻〈首付〉」と並んで「同音義二巻〈首付〉」の著録が含まれ、両書を永治元年（一一四一）に閲読したことが記されている。頼長の書目分類はいまだ前時代風で『孟子』は経書には部類されていないけれども、北宋で『孟子』を経書と同視する第一歩として刊行された新来の『孟子音義』を合わせ読む点は、早くも宋学の風を受けつつあるものと見て取れる。

すなわちこのころ、『孟子』については、刊行年代として新注に先行する『孟子音義』がすでに利用されるなど、徐々に経書と同様の学び方が志向され始めてきたとみることが出来るだろう。『孟子』の読習に、『経典釈文』に代替する音義書『孟子音義』を取り入れるという学習方法のあり方は、中国宋に於けるその経書への昇格運動と強く連動したものであり、こうしたあり方が中世以降の日本に見られる尊孟の思想などへとつながっていくと考えられる。

八、むすび

本稿では三善清行の「意見十二箇条」、とくにその最終第十二条にみられるところから、おもに平安初中期に於ける『孟子』の受容のあり様について考察してきた。

三善清行は、『孟子』を文飾の典拠として活用するのみならず、その内容をもよく踏まえて、文中に「援手之仁」という表現を用いた。清行の提出した意見は、多くが一般民衆の日常生活に目を向けたものであり、これは孟子の持った民本という根本精神に通ずるものでもある。

また、この「援手之仁」の表現が意見封事の締め括りに見受けられるという事実は、『孟子』本文の内容的摂取が、清行ひとりの思想の親和性の高さに基づく嗜好に留まるのではなく、少なくとも当時の醍醐天皇周辺に共通して行われたものであったことを意味するように考えられる。意見封事に込めた文意が容易に為政者側に通じなければ、折角の政治的意見の表明も理解されずに終わってしまうからである。

従来、日本での『孟子』の思想面に及ぶ受容は、宋学の影響の下で中世以降になされたものとみられてきた。これは十一世紀を中心とする摂関時代に『孟子』受容の痕跡が認め難く、連続的なものとなっていないからであろう。

しかし中国に於いても、宋代より前に一時的にではあっても、中唐の韓愈によって、孟子の称揚される時期はあったといえる。当時は経書の扱いでなくても、中国での関心の高まりが、平安前期日本の精励な人々の間にも広がり、かれらが『孟子』本文を読解するに至ることはあったのではないだろうか。

宋学の影響を院政期の好学の貴族たちが敏感に受け始めたように、古代・中世の日本で、その時々に於ける漢籍の位置づけとその学習のあり方は、いつも緊密に中国での思潮に合わせて成立してきたと思われるのである。

註

(1) 初唐の陸徳明撰の経書解説書。周易・尚書・毛詩・周礼・儀礼・礼記・左氏伝・公羊伝・穀梁伝・孝経・論語・老子・荘子・爾雅の各書について、音義や文字異同などを記す。

(2) 学令5経周易尚書条に、「凡経、周易、尚書、周礼、儀礼、礼記、毛詩、春秋左氏伝、各為一経。孝経、論語、学者兼習之」と規定する。

(3) 藤原頼長は、康治二年（一一四三）九月三十日条に自身のそれまでの所見目録を載せている。経・史・雑の三家に分類され、うち経家に分けられるのは、尚書・毛詩・周礼・儀礼・礼記・左伝・公羊伝・穀梁伝・孝経・論語・老子・荘子・経典釈文の各書（易がないのは頼長が未見のため）。

(4) 大阪府河内長野市の金剛寺蔵。周易・尚書・毛詩・周礼・儀礼・礼記・左伝・公羊伝・穀梁伝・論語・孝経・老子・荘子を「全経」（十三経）と位置づけ、案内したもの。後藤昭雄「『全経大意』」『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二年、を参照。

(5) 後藤昭雄「『全経大意』と藤原頼長の学問」註4前掲書所収（初出は二〇一〇年三月）、など参照。

(6) 近藤正則『程伊川の『孟子』の受容と衍義』汲古書院、一九九六年。同氏「『孟子』の経書的定立の時期をめぐって」大東文化大学『東洋研究』138、二〇〇〇年一二月。

(7) 佐佐木信綱『百代草』一九二五年（第十三）。『竹柏園蔵書志』巌松堂書店、一九三九年（五七漢書、557頁）、に解説再録。古筆切は天理図書館現蔵。

(8) 太田晶二郎「「群書治要」の残簡」『日本学士院紀要』9巻1号、一九五一年、のち『太田晶二郎著作集1』吉川弘文館、一九九一年。

(9) 阿部隆一「室町以前邦人撰述論語孟子註釈書考（下）」『斯道文庫論集』3、一九六四年三月。小川剛生「孟子の受容」『二条良基研究』第四篇第三章第二節、笠間書院、二〇〇五年（初出は二〇〇二年二月）、など。

(10) 内野熊一郎「日本古代（上古より平安初期）経書学の研究」『東京教育大学文学部紀要』2、一九五五年六月。

(11) 井上順理『本邦中世までにおける孟子受容史の研究』風間書房、一九七二年。

(12) 後藤昭雄「文体解説」『本朝文粋』新日本古典文学大系、岩波書店、一九九二年。

(13) 「意見十二箇条」序文。原漢文。歴代の薄情な政治を改めて全ての人民を苦悩からすくう、の意。

(14) 大曾根章介「三善清行の意見封事」『歴史教育』14巻6号、一九六六年六月、のち『王朝漢文学論攷―『本朝文粋』の研究―』岩波書店、一九九四年。

(15) 註11前掲書（177頁）。

(16) 『重要文化財本朝文粋』汲古書院、一九八〇年影印。

(17) 『類聚三代格』巻十六に天長九年五月十一日付の太政官符がみえる。

(18) 『類聚三代格』巻十六に貞観九年三月二十七日付の太政官符がみえる。賢和は実は元興寺僧。

(19) 『礼記』曲礼上の「男女…不二親授一、嫂叔不レ通レ問」、また坊記の「男女授受不レ親」を念頭に置いたやり取り。

(20) 大塚英子「嵯峨詩壇の中唐詩摂取に関する試論―「落花篇」と韓愈―」『和漢比較文学叢書3 中古文学と漢文学I』汲古書院、一九八六年、など。

(21) 註11前掲書。

〔附記〕本稿は、平成二十八年十二月三日、慶應義塾大学三田キャンパスに於いて開催された慶應義塾中国文学会第一回大会にて行った同題の口頭発表に基づく。種々御教示を賜った先生方に厚く御礼申し上げます。